

## 5 生徒指導について

### 1 服装・身だしなみについて

(1) 服装は本校指定の制服を着用する。

<制服着用時>

① Iタイプ(指定のブレザー・ネクタイ・スラックス)

IIタイプ(指定のブレザー・リボンもしくはネクタイ・スカート)

IIIタイプ(指定のブレザー・リボンもしくはネクタイ・スラックス)

のいずれかのタイプのものを必ず揃える。希望者は指定の夏用ポロシャツ、夏用スラックス、夏用スカート、防寒用スラックスを購入して着用してもよい。

② ブレザーの下は、布地・ボタン・糸ともに白一色のワイシャツ・ブラウスとする。襟は角えりか丸えりとする。ボタンダウンは着用しない。

③ 夏服期間中(6月～9月)はブレザー及びネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。夏服期間への移行期間については、気候条件などを考慮して年度ごとに設定して周知する。但し、進路指導関係で指示のあった場合を除く。

④ ベスト・カーディガン・セーター・トレーナーはブレザーの下に着用してもよい。無地のものとし、パーカーは禁止とする。

⑤ 寒い場合は、ストッキング・タイツの着用を認める。

⑥ 式や集会時、進路指導関係で指示のあった場合は指示に従う。

<登下校時>

基本的には制服を着用すること。ただし、気候条件に応じて本校指定の体育ジャージ、部活動ジャージでの登下校を認める。また、華美でない防寒着の着用を認める。

<授業時>

① 基本的には制服を着用すること。

② 冬服期間中の寒い場合は、本校指定の体育ジャージの着用を認める。また、ひざ掛けの使用を認める。ただし、脱帽の上、防寒着類は脱ぐ。

③ 考査実施日については、制服を着用すること。

(2) 髪はパーマ・染色・脱色・ヘアエクステ・剃り込み等はしない。

(3) ピアス・イヤリング・指輪等のアクセサリー類は身につけない。

(4) 化粧・マニキュア・カラーリップ等はしない。

(5) ゲーム機器等、学校で必要なもの以外は持ってこない。

(6) 通学用の履物には、サンダル・草履・ヒールの高い靴は禁止する。校内においては各学年指定の上履きを使用する。

(7) 校舎内は脱帽静粛に行動しなければならない。

### 2 登校・下校について

(1) 交通ルールを守り、事故に遭遇しないように注意する。

(2) バイク通学は禁止する。

(3) バス、電車等利用者は乗車道徳を守り、言動を慎む。

(4) 自転車は指定のステッカーを貼って使用する。

(5) 遅刻しないよう始業時刻の10分前には登校できるように心がけ、また下校時間を守る。

下校時刻 平日 午後4:30 クラブ・生徒会活動については通年 午後7:00  
までに活動を終了し、校門を出る。

※但し、顧問が指導する場合は、この限りではない。

(6) 登下校中に事故にあった者は必ず担任に連絡する。

### 3 欠席・遅刻・早退等の届出について

- (1) 事前に理由を付してクラス担任に届出ること。病気など急の場合には保護者から直接学校へ電話で連絡する。友人に伝言で頼むことはしない。
- (2) 外出・早退については、クラス担任に申し出て、所定の許可証を発行してもらうこと。  
(理由が明らかで、やむを得ない場合に限る。なお、昼食等の購入による外出は認めない。)

### 4 自転車通学について

- (1) 学校所定の自転車置場におき、施錠する。
- (2) 乗車について下記事項を守る。
  - ・二人乗りを禁止する。
  - ・二人以上で並列進行をしない。
  - ・夜間走行には必ず灯火をつける。
  - ・道路交通法規等に従って運転する。
  - ・降雨時にはカッパを使用する。
  - ・学校指定のステッカーを貼る。
  - ・携帯電話や音楽鑑賞用機器を使用しない。
- (3) 使用車を改造したり、整備不完全な自転車の使用は禁ずる。
- (4) 自転車傷害保険に加入すること。

### 6 アルバイトについて

- (1) 事前に学校へ許可願いを提出し許可を得る。(許可証を発行する)  
この場合保護者が同意し、雇用主との労働その他の条件を明らかにした上で届出。保護者は責任をもつこと。
- (2) 次のような場合は許可しない。
  - ①成績不振者、遅刻、欠席の多い者。(直近1ヶ月間の遅刻早退欠席が合計9回以上)
  - ②危険を伴うもの(ガソリンスタンド等)。
  - ③主にアルコール類を扱う飲食店等、高校生の環境としてふさわしくないと判断されるもの。  
(居酒屋等)
  - ④宿泊を伴うもの。
  - ⑤無断アルバイト発覚後、一定の期間をおいていないもの。(二ヶ月間)
  - ⑥身だしなみが整わないもの。(頭髪、ピアス、服装等)
- (3) アルバイト実施にあたって
  - ①収入は必ず保護者に預けること。
  - ②午後10時には必ず自宅に帰宅すること。
  - ③連休中はその期間の半分以下とする。
  - ④テスト一週間前、テスト期間中のアルバイトは認めない。  
(アルバイトが発覚した場合、二ヶ月間停止とする)
  - ⑤アルバイト中は許可証を必ず携帯すること。
  - ⑥許可証はあくまで一事業所に対して有効であり、理由のいかんに関わらず、アルバイト先を変更する場合は新たに許可証の申請をすること。新しい許可証を持たずに新しいアルバイト先に入ることは無断アルバイト扱いとする。

(4) アルバイトをする上での約束

- ①許可されたからには、なお一層自分の行動に責任を持つこと。
- ②頭髪、服装その他、学校の規則を守れない場合、二ヶ月間停止する。
- ③成績不振になった場合(赤点、不認定等)、改善されるまで停止する。
- ④遅刻、欠席が増える、また学校生活に支障をきたしている等総合的に判断した場合、二ヶ月間停止する。

(5) 諸注意

- ①以上の条件において許可するが、申請者すべてが許可対象になるわけではない。日常生活態度等含め、審議対象とする。
- ②特別な場合を除いて一年生は学校生活のリズムができるまで許可しない。(1学期成績会議終了後から申請可)
- ③アルバイト先でのトラブル等に関しては学校では責任を負えないため、トラブル等起こさない。

(6) 許可証発行までの流れ

- ①本人、家庭より担任にアルバイト許可の申し出をする。
- ②担任により面談、家庭訪問または電話連絡 (アルバイト規定およびアルバイト許可の流れを説明)
- ③アルバイト申込書の提出
- ④学年会での審議
- ⑤生徒指導係での審議
- ⑥アルバイト許可証発行願いの提出
- ⑦アルバイト許可証発行、実施